

議会の議題としない陳情の判断基準

- 違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの
- 特定個人や団体等を誹謗・中傷し、その名誉を毀損したり信用を失墜させる恐れがあると思われるもの
- 個人の秘密を暴露するもの
- 司法権の独立を侵す恐れのあるもの
- 市の職員及び市議会議員の身分に関するもの
- 採択、不採択などの議決があった請願又は陳情と同一趣旨のもので、その後、特段の状況の変化がないもの

[公明党]

(基準)

次のいずれかに該当する内容が含まれているものは、議員配布とする。

- (1) 法令等又は公序良俗に反する行為を求めるもの
- (2) 特定の個人の私生活についての秘密が明らかとなるおそれがあるもの
- (3) 特定の個人、団体等の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの
- (4) 市の職員に対する懲戒その他の処分又は訓戒その他の人事的措置を求めるもの
- (5) 採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないと認めるもの

## 市民ネットワーク

### 【議会の議会としない陳情の基準】

これまで通り基準を設けず、市民の陳情権を担保する

のぞみ

**【議会の議題としない陳情の基準】**

議会改革推進委員会の陳情については、議会運営委員会で精査することを意見として出させていただきます。

## 議会の議題としない陳情の基準について

### 日本共産党佐倉市議団としての見解

2016年5月2日

- 1 基本的に、基準を定める必要はないと考えます。  
その理由は、佐倉市議会ではいままで請願と陳情を同様に扱ってきましたが、何ら問題は生じていませんでした。  
市民の権利を今まで通り保障する観点から、文言による制限はしない方が良いと思います。
- 2 今回、基準を設けようとする発端となったのは「執行部への要望については、執行権の無い議会として判断できない」とする考えによるものです。しかし、事務局による調査結果から、「行政に対する要望」が陳情として提出された、県内20市のうちすべての市が、議会として賛否を明らかにすることについて問題となったことはないと回答しています。
- 3 願意の相手が明確でない陳情に対しても、議会が賛否を明らかにすることに意見の出た市はありません。陳情の内容に照らして、提出先が不明確である場合など、事務局のアドバイスで問題は解決できると考えられます。
- 4 総務省は、地方自治法第109条第2項での「議案、請願等」の「等」に「陳情を含む」としており、憲法で保障された請願件に陳情権も含まれるというのが憲法学の定説とされています。
- 5 以上の理由から陳情の取り扱いは今まで通りとし、改善すべき点として陳情者が求めた場合、委員会での説明を行う事が出来るよう定めることを提案します。